

円高修正とTPPで変わる地域産業④

(TPPと農業再建)

1. 農業をめぐる TPP の動き

(1) 難航する対米交渉

TPP 参加交渉において、日本は、コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖など「農産品 5 項目」を関税撤廃の例外とする国会決議を行い、これが確保できない場合は、交渉からの脱退も辞さないとする構えである。

TPP は域内 GDP の 91% を日本とアメリカの 2 か国が占め、実質的な日米 FTA とも揶揄されるが、その米国との交渉が難航している。日本には農産品、一方、米国には自動車関連他の工業製品というように、両国ともにセンシティブティ（敏感にならざるを得ない重要分野）がある。米国も認めるどころだが、それは直ちに関税維持に結びつくものではないというのが、米国の考えであろう。

センシティブティの意味や扱いは、日米間で詰められてはいないが、WTO（世界貿易機関）の貿易自由化推進の精神からしても、「関税撤廃」は世界的な流れである。

日本が重要視する「農産品 5 項目」だが、品目数に直すと、コメだけでも玄米、精米、米粉、もち、だんご、せんべい、米菓の生地、米粉調製品など 58 品目、重要 5 品目全体では 586 品目に上る。

これは、工業品も入れた全品目の 6.5% を占め、すべて除外すると、関税撤廃品目の割合を示す「自由化率」は 93.5% となる。TPP 交渉の目標としては 98% 程度の自由化率を目指しているといわれ、あまりにもかけ離れていることから、関税品目数の圧縮が論点となる。

日本の輸入関税		アメリカの輸入関税	
コメ	778%	トラック(商用車)	25%
小麦	252%	ヘアリング	9%
脱脂粉乳	218%	ポリエステル	6.50%
チーズ	22.4~40%	カラーテレビ	5%
牛肉	38.50%	工作機械	3.3~4.4%
		乗用車	2.50%

(2) 農産品 5 項目への関心

さらに、「農産品 5 項目」について、コメ、麦、乳製品、牛肉・豚肉の開放を迫る米国だけではなく、他の TPP 参加・参加表明国でも、オーストラリア（コメ、麦、乳製品、牛肉・豚肉、砂糖）、カナダ（麦、牛肉）、メキシコ（牛肉・豚肉、砂糖）、ニュージーランド（乳製品）、ベトナム（コメ）などが、対日輸出関心品目としている。

つまり、穀類、畜産・酪農製品の関税が維持されるのであれば、米国の他にも了承しない国は多い。また、日本に農産物の関税撤廃の例外を認めてしまえば、TPP 交渉に参加している米国以外の国々が、これまで TPP 交渉で米国に譲歩してきたものを撤回しかねず、自由化率を上げて、重要 5 品目の関税撤廃には踏み込まざるを得ない状況といえる。

ただ、それらの国々相互においてもセンシティブティを含むことから、できるだけ多年にわたる漸次の関税率撤廃や、非関税輸入枠の設定等、日本にとって、より有利な条件での決着に向けた交渉が期待される。

2. 農業をめぐる GATT・WTO の精神

(1) 緑・青・黄の政策

WTO の前身である GATT（関税及び貿易に関する一般協定）は、通常は国内政策には立ち入らなかったが、農業分野においては、貿易だけではなく国内政策に関しても、生産刺激あるいは貿易を歪曲するものについては規律を決めている。

ウルグアイ・ラウンドにおいて、農業の国内政策が「緑の政策」、「青の政策」、「黄色の政策」の 3 つに分類され、必要な規律が策定されたが、それは WTO にも受け継がれている。

主要国の農業関連主要指標（平成20（2008）年）

	米国	栄養支援プログラムを除く	EU	フランス	ドイツ	英国	日本
農業予算額(億円)	87,758	24,813	82,010	18,197	18,429	10,991	21,799
国家予算対比(%)	2.8	0.8	45.1	4.1	4.1	1.2	2.5
農家1戸当たり農業予算(万円)	399	113	60	345	497	367	86
農地1ha 当たり農業予算(万円)	2.1	0.6	4.4	6.2	10.9	6.2	47.1
農家1戸当たり農地面積(ha)	186.9		13.5	55.5	45.7	59.0	1.9
農林水産業総生産額(億ドル)	1,650		2,928	523	292	187	696
農地面積(万ha)	41,120		18,485	2,924	1,692	1,768	463
農家(農業)数(万戸)	220.0		1,370.0	52.7	37.0	30.0	252.1

資料：平成22年度 食料・農業・農村白書

この対象には、EUで1992年以降導入された補助金の直接支払い、日本では「稲作経営安定対策」等が該当する。

日本における「稲作経営安定対策」は、自主流通米の価格変動が稲作農家の経営に与える影響を避けるため、生産

①緑の政策

緑の政策は「WTO 農業協定」上、貿易や生産に対する歪曲効果がないか、あるいは最小のものとして、削減する必要のない国内支持政策である。

(a)消費者の負担ではなく政府の負担によるものであること。

(b)生産者に対する価格支持の効果を持たないこと。の双方が基本的要件となっており、研究、インフラ整備、普及、公的備蓄などの一般サービスのほか、一定の種類直接支払いが許容される。

この直接支払いについては、支払い年の生産の量や価格に関連しないこと、あるいは災害補償、環境保護、また、たとえ生産刺激であってもそれが条件不利地域援助等の地域対策として行なわれるものであればそれは削減の対象としない等の要件が定められている。

②青の政策

「WTO 農業協定」上、先の「緑」の政策に該当しないものの、削減約束の対象外となっている国内支持政策。

具体的には、生産調整を伴う直接支払いで、

(a)一定の面積・頭数・生産に基づく支払いである。

あるいは、

(b)基準水準の85%以下に支払われるものである。が要件となっており、主として生産制限等を条件として農家へ直接支払われる補助金である。

者の抛出と政府の助成により造成した資金を用いて、自主流通米の価格下落の影響を緩和するための補てん金を交付する政策である。

具体的には補てん基準価格と当年産自主流通米価格との差額の8割を基本として、対策に加入している稲作農家に支払われる。

ただ、2001年のWTOドーハ・ラウンドではその全体に上限を設定するほか、品目別にも支出上限を設けることが議論されている。

③黄の政策

「WTO 農業協定」上、「緑」「青」の政策に該当しない国内支持政策であり、削減約束の対象となっている政策。

同じ直接支払でも生産制限等の条件を満たさず、国内農業生産を刺激するため、貿易を歪める程度が大きいと判断されるもの等が該当する。

(2) デカップリング型直接支払の時代へ

1980年代後半からのグローバリゼーション本格化により、農産品価格は政府が決めるのではなく、国際的な自由競争に任せるべきという流れになり、貿易政策と価格政策が共に否定された。

ただ、生産と切り離された（デカップリングされた）補助金制度である「デカップリング型直接支払い」は許容されることとなった。米国、EUではすでに導入されているが、今後、日本においても経営安定政策の中心になるものとみられる。

<直接支払制度の位置づけ>

①輸出補助金的性格

高い国内コストで生産した農作物を、国際価格に合わせた安い価格で輸出するため、その差額を直接支払で補助するもので、輸出補助金の性格を持ち、財源に乏しい国からは非難の対象となる。

これには、米国の「不足払い制度」等があるが、WTOにより「黄の政策」と判断され、削減が求められているものの、議会の承認が得られず継続している。

WTOは、政府が市場に介入することを原則禁止し、市場経済の外、つまり環境等の「外部経済」に関して必要な政策ならば容認するという姿勢である。その結果、農業の「多面的機能」、要するに環境保全や景観保全の機能に着目して、それへの支払いとしてデカップリング型直接支払いが合理化された。

EUの直接払い制度では農業生産することを義務づけているが、土地を良好な農業的・環境的条件下に維持すること、すなわち、農業の「多面的機能」に関連させることで合理化している。

②安い国際価格にさや寄せして消費者の利益に

関税等により高い国内価格を維持することは消費者負担となるが、それを直接支払政策により財政負担に切り替えることとなる。

安い国際価格にさや寄せすることは消費者の利益となるほか、農産物を加工する食品製造事業者にとっては、原材料コストの低減ともなる。

③農産物の生産を拡大する機能

直接支払いに限らず、補助施策は農産物の生産を拡大させ、その一方、国際的なバランスの観点からは、輸入国に生産抑制を強いることが問題となる。

ただ、将来的な人口増加と所得向上に伴い食糧の爆発的な需要拡大が予想される中では、輸出国

の生産拡大を刺激する効果がある。

④農業の構造変化

政策次第では農業の構造変化の促進、つまり営農規模拡大による効率化を促進する効果がある。国内価格の国際価格へのさや寄せ（価格引き下げ）に対する補助は、効率性の高い農業者を基準とした国内価格基準の設定や、補助対象事業規模の選別により小規模事業者の市場退出を促す。

ただ、同時に農地放棄も促す危険性を伴うことから、農地集約化へ誘導する政策が必要である。

⑤国際価格水準への社会的保障

国際価格水準へ引き下げることによる社会的保障の意味を持つが、原材料低価格化による恩恵を受けるであろう食品産業の振興、及び輸出促進の道筋を示す必要がある。

⑥環境保護に伴う補償

地球規模での環境問題深刻化により、環境保護に伴う補償としての視点が加味されつつある。

3. EU・米国における農業政策

(1) EUにおけるCAP（共通農業政策）

米国やオーストラリア等の新大陸における大規模農業と異なり、欧州は古くから都市化が進み、

日・米・EUの政策比較			
	日本	アメリカ	EU
生産と関連しない直接支払い	△(一部の畑作物)	○	○
環境直接支払い	△(限定した農地)	○	○
条件不利地域直接支払い	○	×	○
減反による価格支持+直接支払い(戸別所得補償政策)	● (日本のみ)	×	×
1000%以上の関税	こんにゃくいも	なし	なし
500—1000%の関税	コメ、落花生、 でんぷん	なし	なし
200—500%の関税	小麦、大麦、 バター、脱脂粉乳、 豚肉、砂糖、 雑豆、生糸	なし	バター、砂糖 (改革により100% 以下に引下げ可能)

資料: 独立行政法人経済産業研究所

一部の国を除いて耕作適地も少ないことから、比較的中小規模の農業事業者が多い。

ただ、早くから直接支払制度による農業補助と零細事業者の退出を政策的に誘導し、耕作や土地所有の集約等の効率化が図られたことから、日本ほど零細事業者が多数存在するわけではなく、今後の日本にとっての示唆は多い。

EU（欧州連合）の農業補助政策としては、CAP（共通農業政策）が講じられている。これは、英語表記の Common Agricultural Policy の頭文字をとったもので、EU 加盟 27 カ国の共通農業政策である。

農産品の欧州共通市場設立と生産の増強を図るため域内での調整を行うもので、EU の前身である EEC（欧州経済共同体）の時代、1962 年に導入された。その後、財政負担の増大、WTO ルールへの対応等のために度々の改正が行われている。

現在、CAP は、農業者の所得を保証するための価格・所得政策、EU 加盟国間・地域間の経済力や生産条件などの格差を是正するための農村開発政策の二本の柱と輸出補助金、共通関税等から成り立っている。

（2）価格・所得政策

①価格支持（最低価格の保証）

CAP 導入初期においては、小麦、大麦、トウモロコシ、大豆、牛肉、乳製品などにおける価格支持を中心とした価格・所得政策が基本を構成し、1967 年には域内共通価格が確立された。

価格支持の水準は、政治的圧力により生産コストの高い国に合わせた価格設定が常態となり、さらに、介入価格での農産物の無制限買入れが実施され、1980 年代には主要農産物の自給率は 100% を越え、過剰生産が常態化した。

そのため、過剰農産物は輸出補助金を交付され

域外に輸出されたりもしたが、所有農地の一定割合の休耕を義務化し、需給調整を行った。

価格・所得政策にかかる補助金は欧州農業保証基金等から支出されたが、CAP に係る歳出が EU 予算総額の 3 分の 2 以上を占めるに至ったことから、巨額な支出が問題視され、その後は徐々に削減されていった。

②直接支払い（農業者の収入の保証）

ウルグアイ・ラウンド農業交渉のもと、1992 年、CAP 改革がスタートし、直接支払い制度が導入された。保護主義的伝統をもつ欧州が、価格支持制度から直接支払、しかも貿易歪曲性の少ないデカップリング型支払制度へと移行したことは、画期的な変化であった。

当初は品目ごとに決められた支持価格をもとに、作付面積等に応じて支払われており、支持価格の国際価格までの段階的引き下げに伴う緩和措置的な所得補償の意味合いを持っていた。

ただ、2003 年の CAP 改革以降は、直接支払いの大部分を、生産と切り離し（デカップリング）、過去の支払い実績に基づいて額を決めるという、品目によらない単一直接支払いに移行している。

さらに、担い手対策である「若年農業者支援」や、構造政策である「自然的制約条件のある地域に対する支払」といった、対象となる者や地域の限定された支払をもパッケージ化した、多目的性を持たせた直接支払に生まれ変わっている。

つまり、WTO の農業政策との整合性を持たせるため、休耕（減反）や、環境・土壌保全などに関する共通遵守事項（クロスコンプライアンス）などの条件を付した。

（3）農村開発政策

EU は、農村開発政策として、条件不利地域対策、農業環境政策のほか、新たな担い手としての

青年農業者の就農、また、早期離農（土地集約化推進）への助成などを実施し、戦略的な目標に沿っているといえる。

主なものは次の2つである。

(a)条件不利地域対策

山岳地帯の条件不利地域において、農業の存続を確保し、最低限の人口水準の維持と景観の保全を図るため、農地面積に応じた補助金を支給する。

(b)農業環境政策

環境負荷の軽減、景観の保護等に資する農法を推進するため、以下の農法を最低5年間行う農業

者に対し、補助金を支給する。

- 環境、景観・自然環境、土壌等の保護や向上と両立するような農地の利用法。
- 環境に好ましい粗放的な農法、集約度の低い牧草経営システム。
- 高度な自然的価値が脅かされている農業環境の保全。
- 農地の景観及び歴史的特徴の維持。
- 環境保全的農法（環境計画）の利用。

(4)米国の価格・所得政策

米国では、1973年に農家の持続的な営農を可能

とする目標価格と市場価格の差を補填する不足払い制度が設けられた。

この制度は、生産刺激的であり、過剰生産が市場価格の一層の低下をもたらし、最終的に財政負担を増加させるという危険をはらんでいたため、不足払いを受ける資格として、耕作面積の一定割

各国で行われている直接支払

国際比較が可能な2006年時点（日本での戸別所得補償制度の実施前）では、直接支払額は米国1.9兆円、EU8.5兆円、日本0.7兆円。農業所得に占める割合は、各国の農業の実情や政策体系によって異なる。

		米国	EU(25)	日本
①直接支払額	(億円)	18,512	84,598	6,943
②生産農業所得	(億円)	118,277	183,229	30,803
③農業純所得(生産農業所得－雇用労賃等)	(億円)	68,063	107,900	24,548
④直接支払額／生産農業所得(①／②)		16%	46%	23%
⑤直接支払額／農業純所得(①／③)		27%	78%	28%

注1 直接支払額は、各国WTO通報(2006)による試算。

注2 米国の生産農業所得、農業純所得は「USDA/ERS」のNet value added, Net Farm Income。

注3 EUの生産農業所得、農業純所得は「Eurostat Database」のFactor income, Entrepreneurial income。

注4 日本の生産農業所得は、農林水産省「生産農業所得統計」より。農業純所得は、「農業経営統計調査報告」より雇用労賃等を推計し算出。ただし、雇用労賃等の推計に当たっては、データの制約から自給的農家、農協による農業経営等は含まれていない。

資料：平成22年度 食料・農業・農村白書

直接支払制度の比較（2006年時点：日本での戸別所得補償制度の実施前）（資料：開国フォーラム資料）

米国

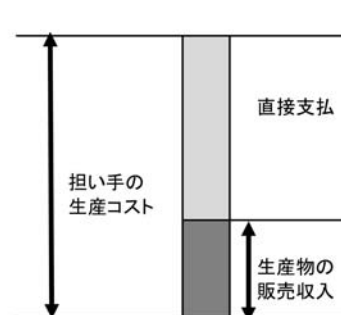
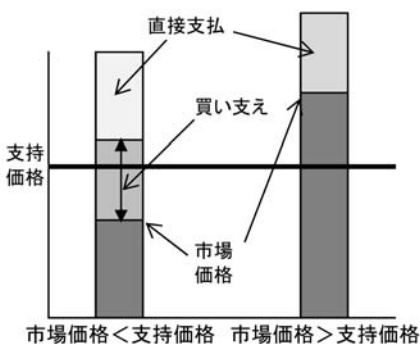
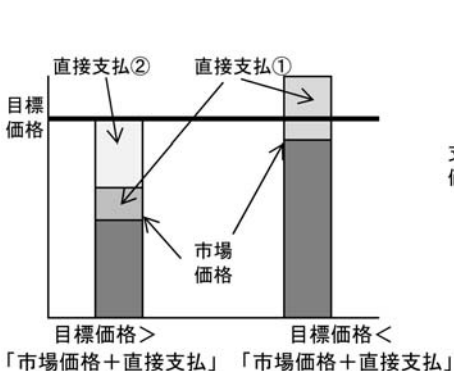
EU

日本

- ①過去の作付実績に基づき、一定額を直接支払
- ②目標価格を下回った場合、差額を直接支払

- ・過去の作付実績に基づき、一定額を直接支払（支持価格を下回った場合は、買い支えを実施）

- ・担い手の生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を直接支払



合を休耕することが農家に義務づけられていた。

その後、米国の財政赤字が膨らむ中、「1996年農業法」で抜本的改革が行われ、不足払い制度が廃止され、これに代わる措置として、農家に対する直接固定支払い制度が導入された。

政府の作付け規制を廃止し、主要農産物の生産を自由市場に委ねるといふ、農業システムの大転換であり、農家は過去の生産に応じて決められる一定額の「固定支払い」を7年間にわたって受けられるものとした。

ただ、固定支払いだけでは不足することから、「2002年農業法」では再び「不足払い制度」が復活した。これは、目標価格と市場価格の差額の一部を補填する価格変動対応型支払い制度が導入された。

さらに「2008年農業法」では、2002年法の骨格を維持しつつ、価格変動対応型支払い制度のオプションとして、価格の下落ではなく、収入減少に対応して補填を行う平均作物収入選択プログラムが導入され、一層手厚いものとなっており、WTOの農業政策との整合性に問題が生じている。

4. 日本の農業政策の推移

(1) 日本の農業生産

日本の農業総産出額は、平成24年には耕作、畜産合計で約8兆5千億円に上る。これは、世界各国との比較においても、計算方法により変動はあるが、5位前後に位置するとみられる。決して、競争力の弱い農業「弱」国、「小」国ではなく、高いポテンシャルを持つといえる。

また、聖域として保護されてきたコメについても、これまで減反政策・生産量縮小政策の中で、抑えられてきた面積当たりの収穫を、日本の進んだ農業技術により増加させる、ないしは食味など

で高付加価値化することで、競争力を持つことも可能であろう。

(2) 減少する兼業農家戸数

その中、農家戸数の減少が続いているが、その内訳をみると、農業以外に所得源を持つ兼業農家の減少が激しく、一方、専業農家では大きな減少はみておらず頑張っている姿がうかがえ、二極化が進んでいる。

今後の農業においては、事業経営者としての感覚がますます重要になると考えられるが、規模が拡大し、事業としての農業を経営していく人材の核として期待される。

また、近年、耕作放棄地が増加している。

「農業基本法」立法の意図として、規模拡大・生産性向上があったが、放棄地は重要な流動的農地の供給源ともいえ、放棄地を統合することで規模拡大・生産性向上につながる可能性もある。農地の流動性向上の施策が急がれるところである。さらに、優れた環境保全のための保護という意味合いでも防止・救済の余地は残ろう。

(3) 日本の農業政策

1961年に制定された「農業基本法」は、農業の規模拡大・生産性向上によるコスト・ダウン、また、需要の伸びが期待される農産物にシフトすることによって農業構造を改革し、農業・工業間の所得格差を是正することを目的とし、その精神は1999年施行の「食料・農業・農村基本法」に受け継がれている。

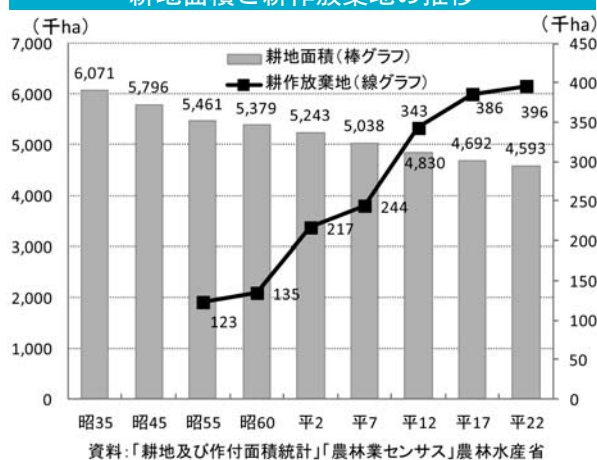
しかし、戦後の食糧管理制度の時代以降、高米価政策によって、生産性の低い零細な兼業農家も農業を続けることとなり、規模拡大・生産性向上という目標は頓挫した。

本来、所得の向上を目指す場合、売上額を増やすかコストを下げるかである。日本のコメのよう

に需要の伸びが限定される作物でも、農業の規模拡大によりコストが低下し、十分農業者の所得は確保できると考えられるし、作物の転換を行うとしても効率経営が期待できる。

しかし、関税等による価格維持政策により、消費は減り、その一方で生産は拡大し、その結果、

耕地面積と耕作放棄地の推移



コメは過剰となり 1970 年から 40 年間も減反政策を維持せざるを得ず、高い米価を維持するという結果になってしまった。

(4) 日本も直接支払い制度中心の時代へ

米・EU では早くから直接支払い制度を農業政策の中心に据え、なおかつ、EU では農地の集約化、規模拡大による効率化が図られていた。

日本においても、ようやく直接支払い制度である「農業者戸別所得補償制度」が 2009 年に決定 (2010 年から水田作で一部実施) された。

食料自給率目標を前提に国、都道府県及び市町村が策定した「生産数量目標」に即して主要農産物 (コメ、麦、大豆など) の生産を行った販売農業者 (集落営農を含む) に対して、生産に要する費用 (全国平均) と販売価格 (全国平均) との差額を基本とする交付金を交付するというものである。

農家戸数の推移

(単位: 万戸)

	平成7年	12年	17年	22年	23年	24年	25年	26年 (概数値)
総農家数	344.4	312.0	284.8	252.8				
販売農家	265.1	233.7	196.3	163.1	156.1	150.4	145.5	141.2
自給的農家	79.2	78.3	88.5	89.7				
主副業別販売農家								
主業農家	67.8	50.0	42.9	36.0	35.6	34.4	32.5	30.4
準主業農家	69.5	59.9	44.3	38.9	36.3	34.4	33.3	31.0
副業的農家	127.9	123.7	109.1	88.3	84.3	81.7	79.8	79.8
専兼業別販売農家								
専業農家	42.8	42.6	44.3	45.1	43.9	42.3	41.5	40.6
第1種兼業農家	49.8	35.0	30.8	22.5	21.7	22.2	20.5	19.6
第2種兼業農家	172.5	156.1	121.2	95.5	90.5	85.9	83.4	81.0

資料: 農林業センサス、農業構造動態調査 (農林水産省統計部)

- 注: 1 「農家」とは、経営耕地面積が 10 アール以上又は農産物販売金額が 15 万円以上の世帯をいう。
 2 「販売農家」とは、経営耕地面積が 30 アール以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。
 3 「自給的農家」とは、経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の農家をいう。
 4 「主業農家」とは、農業所得が主で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。
 5 「準主業農家」とは、農外所得が主で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。
 6 「副業的農家」とは、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家をいう。
 7 「専業農家」とは、世帯員のなかに兼業従事者が 1 人もいない農家をいう。
 8 「兼業農家」とは、世帯員のなかに兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。
 9 「第 1 種兼業農家」とは、農業所得を主とする兼業農家をいう。
 10 「第 2 種兼業農家」とは、農業所得を従とする兼業農家をいう。

そして、コメの消費者価格は、778%の超高関税率により維持され続けている。

これまで、農家所得を直接向上させる政策ではなく価格支持という間接的な政策を採ったため、食料自給率や国際競争力の低下等大きな副作用が生じてしまった。そして、食糧法廃止後も生産調整によって米価は維持されている。

(5) 酪農を取り巻く問題

また、酪農では、指定生乳生産者団体ごとに生乳の生産量を国が事実上割り当てる「指定団体制度」があり、酪農農家は、全量を指定団体である農協に販売しなければならないことに事実上なっている。この指定団体に属さない生産者もあるが、国による酪農補助政策等の援助を受けることはできない。

酪農家が生産した生乳は、そのエリアの指定団体である農協に集められ、指定団体が乳業メーカーに販売を行う「一元集荷 多元販売」という流通形態になっている。酪農農家は農協に販売しない場合は全量を自分で加工することしか認められず、前述の通り政府からの補助金支給も受けることができなくなる。

さらに、海外からは関税で守られ、その一方で、政府による市場操作の仕組みが維持されており、酪農業のイノベーションを妨げる要因となっている。つまり、関税撤廃問題の以前に、生産性向上とイノベーションを妨げる古い構造を改革する必要があるといえる。

5. 最後に

日本の農業の国際競争力に関しては、多方面からの見方があり、一概に、小規模農家が多いことから国際競争力が弱いとはいえない。

国際的な潮流に沿った農業補助のあり方の検討、

経営感覚を備えた人材の育成、イノベーションの促進、そして、農地流動化についての規制緩和による規模拡大と経営の効率化により、日本の農業は飛躍的に競争力を高めることができよう。

世界人口の増大と所得向上により、今後、食糧需要は爆発的な拡大が予想される。現在でも、アジア地域の富裕層の増加で、日本の農作物に対する需要が高まっており、輸出産業としての発展も期待できる。

また、輸出産業化することも農業近代化の一つの手立てであるが、やはり、「地産地消」「国内産国内消費」が原点であろう。その中、消費者の食の安心・安全への意識の高まり、嗜好の個性化が進み、観光業界、サービス業界、流通業界から、高品質の農産品を求める声が強まっている。

農業は、強いていえば農地という装置を使う「装置産業」であり、動くことのできない「立地産業」でもある。

産業である以上、付加価値を生み出すバリューチェーンを見直すことが必要で、生産・物流のみならず、開発・マーケティング・サービスが重要であることは工業と何ら変わりはない。

(山城 満)

【参考文献】

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| 「戦後ドイツとEUの農業政策」村田武著 | 筑波書房 |
| 「TPPを考える」石田信隆著 | 家の光協会 |
| 「反TPPの農業再建論」田代洋一著 | 筑波書房 |
| 「TPP交渉の論点と日本」
石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純著 | 文眞堂 |
| 「日本農業の底力」大泉一貫著 | 洋泉社 |
| 「日本農業の真実」生源寺眞一著 | 筑摩書房 |
| 「TPPで日本は世界一の農業大国になる」浅川芳裕著 | KKベストセラーズ |